

令和3年7月27日開催

## 石狩市教育委員会会議（7月定例会）資料

### < 議 案 >

- ・石狩市立学校における働き方改革推進計画（第2期）について・・・別冊
- ・令和3年度石狩市奨学生の決定について・・・・・・・・・・別紙

### < 報告事項 >

- ・第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について・・・P1～P2

石 狩 市 教 育 委 員 会

## 「石狩市立学校における働き方改革推進計画(第2期)」の改正(令和3年7月)

改正後(第2期)	改正前(第1期)	北海道アクション・プラン(第2期)との比較
<p><b>計画の概要</b></p> <p><b>1 計画の目的、目指す方向性</b>                      学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。                      この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たな石狩市立学校における働き方改革推進計画(第2期)。(以下「計画」という。)を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。</p> <p><b>2 計画の性格</b>                      この計画は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年(2020年)文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。)第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)第8条及び石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和2年石狩市教育委員会規則第4号。以下「教育委員会規則」という。)第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。</p> <p>( - 1に盛り込み)</p> <p><b>3 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間</b>                      国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、教育委員会規則第2条第1項に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。</p> <p><b>【目標】</b>                      教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。</p> <p><b>【取組期間】</b>                      令和3年度から令和5年度までの3年間とし、石狩市教育委員会(市教委)、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。</p>	<p><b>1 計画の目的</b>                      この計画は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)第4の(1)に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。                      加えて、教育職員の長時間勤務の解消に向けた取組等を通じて、教育職員が心身の健康を維持しながら、教育活動に意欲的に取り組むことで、教育の質の向上と、子どもたちが地域と一体となって心身ともに健やかに成長できる環境づくりを行う。</p> <p><b>2 目指す方向性</b>                      平成30年3月に北海道教育委員会が策定した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に準拠し、石狩市立学校における働き方改革を進める。それにより、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民等の理解を得ながら、教員が授業や授業準備などに集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境を構築する。</p> <p><b>4 計画が目指す目標</b>                      本計画及び『北海道アクション・プラン』に掲げる取組を通じて、令和2年度末までに以下のすべての指標を達成することで、目標を実現する。</p> <p><b>3 計画期間</b>                      平成30年度から令和2年度までの3年間とする。</p>	<p>北海道アクション・プラン(第2期)との比較</p> <p>道AP「また、アクションプラン(第2期)～」削除</p>

<p><b>【重視する視点】</b>  個の“気付き”  現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。</p> <p>チームの“対話”  真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。</p> <p>地域との“協働”  働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。</p> <p><b>【重点的に実施する取組】</b>  在校等時間の客観的な計測・記録  メンタルヘルス対策の推進等  働き方改革手引「Road」の積極的な活用  ICTを積極的に活用した業務等の推進  部活動休養日等の完全実施  地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進</p> <p><b>【用語解説】</b>  「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間(正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。)として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。  ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間。  イ 在宅勤務(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間  ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間(当該教育職員の申告に基づくものとする。)  エ 休憩時間  「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日(祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。  ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。  なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。  ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満  イ 1年間の時間外在校等時間 720時間  ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月  エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間</p>	<p>『石狩市立学校における働き方改革推進計画』に掲げる取組  action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備  action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減  action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実  action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実</p> <p>令和2年度末までに達成する指標  (1) 全ての部活動において、部活動休養日を完全に実施(年間A(平日週1日52日+週末週1日52日)+B学校閉庁日9日(AとBの重複分を除く。))する。  (2) 全ての学校において変形労働時間制を活用する。  (3) 全ての学校において定時退勤日を月2回以上実施する。  (4) 全ての学校において学校閉庁日を年9日以上実施する。</p> <p>目 標  教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。  1 「在校等時間」は、8の(2)の と同一。  2 「所定の勤務時間」は、8の(2)の と同一。  3 「目標」に掲げる上限時間は、8の(2)の と同一。  4 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合については、8の(2)の に掲げる上限の範囲内とする。</p>	<p>道 AP では、「 在校等時間の～計測・記録と公表」</p> <p>道 AP 「 重点的に実施する取組～」削除</p>
--	---	--

#### 4 教育委員会及び学校の役割

##### ア 市教委の役割

- ・ 学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。
- ・ 学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。
- ・ 毎年度、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ・ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

##### イ 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・ 校長は、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

#### 5 取組の検証・改善

- ・ 市教委は、毎年度、それぞれの取組の検証を行うとともに、取組状況の実態把握に努める。
- ・ 目標の結果や国の動向等を踏まえ、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。

#### 6 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、市教委においては、石狩市PTA連合会等の関係団体と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図る。

#### 7 学校や教員が担う業務の明確化

市教委は、各学校において子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、中央教育審議会答申で示された次の考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各学校や関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努める。

#### 5 石狩市教育委員会（市教委）の役割

- (1) 石狩市の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校と緊密に連携し、学校における取組をサポートする。
- (2) 働き方改革の推進について、石狩管内市町村教育委員会及び石狩市PTA連合会等の関係団体と情報共有し、協力・連携して取り組む体制を構築する。
- (3) 教育長をリーダーとし、学校教育課が中心となって、市教委全体で働き方改革に関する取組を推進し、必要に応じて取組の内容及び成果を検証する。
- (4) 国や道教委等の働き方改革の動向や、学校における取組の成果を適切に把握しながら、必要に応じて計画の見直しを行う。

#### 6 学校の役割

- (1) 目標を達成するため、各学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進する。
- (2) 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- (3) 働き方改革の推進においては、学校と市教委だけではなく、保護者及び地域住民等の理解・協力が不可欠であることから、学校だより等への掲載や学校評価における経営方針の重点の評価項目とするなど取組内容等を必要に応じて保護者等へ周知する。

道 AP「(4)推進体制と取組の検証・改善」を市教委独自

道 AP「積極的に周知を図るとともに、その取り組み状況を～」

<p>【これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】</p> <p>基本的には学校以外が担うべき業務  登下校に関する対応  放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応  学校徴収金の徴収・管理  地域ボランティアとの連絡調整  その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p> <p>学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務  調査・統計等への回答等（事務職員等）  児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）  校内清掃（輪番、地域ボランティア等）  部活動（部活動指導員等）  部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。</p> <p>教員の業務だが、負担軽減が可能な業務  給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）  授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）  学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）  学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）  進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）  支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p> <p>新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(平成31年(2019年)1月25日中央教育審議会答申)より抜粋</p> <p>計画の具体的な取組</p> <p>Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備</p> <p>(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用 重点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、働き方改革手引「Road」を、全ての公立学校で積極的に活用するよう促す。</li> <li>・ 市教委は、全ての公立学校において、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」(働き方改革手引「Road」第3章に掲載)を設置するよう促す。</li> <li>・ 市教委は、全ての公立学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト(働き方改革手引「Road」第7章に掲載)を活用するよう促す。</li> <li>・ 市教委は、学校における働き方改革に関する道内外の好事例を収集し、その普及を図るとともに、学校や教職員による優れた実践事例やアイデアの応募を受け付け、蓄積し共有する仕組みの構築を検討する。</li> <li>・ 市教委は、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、業務の効率化や集約化の検討を積極的に進める。</li> </ul> <p>(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進 重点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、学習履歴(スタディ・ログ)などの教育データを活用し、自動的かつ</li> </ul>	<p>7 具体的な取組</p> <p>市教委及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。</p> <p>action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備</p> <p>ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、道教委が行う教材や資料等を共有化する取組を受けて、学校が有効に</li> </ul>	<p>「action」頭文字が大文字に変更</p>
---	--	---------------------------

<p>継続的なデータの取得や情報共有の即時化により、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間の減少を図るため、ICT環境の充実を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、各学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進する。</li> <li>・市教委は、教員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICTに精通した人材（GIGAスクールサポーターなど）の配置など、学校体制の整備に努める。</li> <li>・市教委は、道教委のホームページ（ICT活用ポータルサイト等）に掲載される次のような教材や資料等を学校が活用するよう促し、授業づくりを支援する。</li> </ul> <p>共 通 ICT活用授業モデル、各種資料（教員研修、クラウドサービス、活用事例、情報モラル等）、ICT活用ミニハンドブック</p> <p>小 学 校 ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、特に小学校プログラミング教育に関する教室用デジタル教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や学習指導要領に対応した実践例</p> <p>中 学 校 ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、技術・家庭科や美術等、免許外指導者の参考となる教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や学習指導要領に対応した実践例</p> <p>(3)地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 重点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力できるよう、働き方改革の各種取組について、情報提供を行う。</li> <li>・市教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」について、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。</li> </ul> <p>(4)「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、学校に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の専門スタッフの配置を進める。</li> <li>・市教委は、スクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフ等の派遣や配置を進める。</li> </ul> <p>(5)校務支援システムの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、校務の効率化や教育の情報化等を目的として「北海道公立学校校務支援システム」の活用を促進する。</li> </ul> <p>(6)学校徴収金の管理業務の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、学用品費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務について、地</li> </ul>	<p>活用できるようICT環境の整備を進める。</p> <p>地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入などを進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を推進する。</li> </ul> <p>「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、各学校の課題に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・特別支援教育支援員・スクールサポートスタッフ等の配置を進める。</li> </ul> <p>校務支援システムの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、校務の効率化や教育の情報化等を目的として「北海道公立学校校務支援システム」の活用を促進する。</li> </ul>	<p>主語を市教委に変更</p> <p>主語を市教委に変更</p> <p>主語を市教委に変更</p> <p>主語を市教委に変更</p> <p>「(5)校務支援システムの活用促進」は現行まま</p> <p>道AP「(6)学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務</p>
--	--	--

<p>域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲するなど、必要な環境整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校は、民間企業等と連携しながら、学校徴収金の納入に係る保護者の利便性の向上と収納事務の簡素化を進める。</li> </ul> <p>Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減</p> <p>(1)部活動休養日等の完全実施 重点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。</li> <li>・ 市教委は、部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。</li> </ul> <p>部活動休養日の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)こと。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めること。</li> </ul> <p>部活動の活動時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とすること。上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「石狩市の部活動の在り方に関する方針」による。</li> </ul> <p>(2)複数顧問の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践するよう、学校への指導・助言を行う。</li> </ul> <p>(3)部活動指導員の配置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、部活動指導員制度を導入する。</li> </ul> <p>(4)中体連、中文連、各競技団体等との連携・協力等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、中体連、中文連等の関係団体と連携・協力して、部活動休養日等の完全実施などの取組を進める。</li> <li>・ 学校は、出場する大会やコンクール等を精選するように努める。</li> </ul> <p>(5)学校規模等に応じた部活動数の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、各学校に対し、学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とするよう促す。</li> </ul>	<p>action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減</p> <p>部活動休養日等の完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校は、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進める。</li> <li>・ 学校は、施設等の都合により、部活ごとに休養日等を設定する場合は、個々の部活動が活動基準を超えないよう、適切に管理する。</li> <li>・ 市教委は、石狩管内で統一的な取組となるよう、各市町村教育委員会と情報共有し、連携・協力をを行う。</li> </ul> <p>部活動休養日の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)こと。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めること。</li> </ul> <p>部活動の活動時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とすること。上記の部活動休養日及び部活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「石狩市の部活動の在り方に関する方針」による。</li> </ul> <p>複数顧問の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校は、可能な限り部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどとして、時間外勤務縮減につながる取組を進める。</li> </ul> <p>部活動指導員の配置検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、部活動指導員の配置について検討する。</li> </ul> <p>中体連、中文連、各競技団体等との連携・協力等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、中体連、中文連等の関係団体と連携・協力して、部活動休養日等の完全実施などの取組を進める。</li> <li>・ 学校は、出場する大会やコンクール等を精選するように努める。</li> </ul> <p>学校規模に応じた部活動数の適正化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校は、生徒や保護者の理解を得ながら、部活動数の適正化を進める。</li> </ul>	<p>の負担軽減」 学校給食費に関する記述を削除</p> <p>「検討する」から「導入する」</p>
---	---	--

<p>(6)部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保に向けて、複数の学校による合同部活動の在り方や、総合型地域スポーツクラブ等との連携、ICTを活用した指導等に関する実践研究に取り組むとともに、成果の普及に努める。</li> </ul> <p>Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実 重点</p> <p>(1) 在校等時間の客観的な計測・記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は「出勤管理システム」を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。</li> <li>・学校は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。</li> <li>・学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、教職員の健康に配慮するとともに、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。</li> </ul> <p>(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、教職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進める。 月2回以上の定時退勤日の実施 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施 15日以上有給休暇の取得促進 (年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。) 仕事と育児・介護等の両立支援</li> <li>・学校は、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。</li> <li>・各学校の教職員は、子育て又は介護を行う教職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。</li> <li>・各学校の管理職員は、女性教職員の活躍推進の観点から、男性教職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性教職員の役割について所属教職員への意識啓発に努めるなど、教職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。</li> <li>・各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象教職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。</li> </ul> <p>(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとする。</li> <li>・各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属教職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。</li> <li>・各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう、複数の学校による合同部活動や総合型地域スポーツクラブとの連携等について検討する。</li> </ul> <p>action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実</p> <p>在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、市教委では、職員が在校している時間を客観的な方法により計測し記録するシステムを導入し、活用する。</li> <li>・学校は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。</li> </ul> <p>ワークライフバランスを意識した働き方の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、「消灯時間の設定」月2回以上の「定時退勤日」や年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」など学校の実情に応じた、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進める。</li> </ul> <p>人事評価制度等を活用した意識改革の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を積極的に設定する。</li> <li>・学校は、全職員が勤務時間を意識し、働き方改革に向けた意識を持って計画を進</li> </ul>	<p>主語を学校に変更</p> <p>主語を学校に変更</p> <p>道AP「道教委は、市町村教委に対し～」削除</p> <p>主語を市教委に変更</p> <p>主語を学校に変更</p>
---	---	---

<p>が自ら考えて主体的に業務改善を实践できるよう、全教職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の管理職員は、上限時間を超える教職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該教職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。</li> </ul> <p>(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校は、教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。</li> </ul> <p>実施目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。</li> </ul> <p>設定期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8月15日前後の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）とする。</li> <li>年末年始の休日は、全道統一の学校閉庁日とする。</li> </ul> <p>服務上の取扱等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。</li> <li>休暇の取得を強制しない。</li> <li>出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。</li> <li>部活動休養日に設定する。</li> </ul> <p>保護者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校は、学校閉庁日の設定日を「学校だより」などにより保護者へ周知すること。</li> </ul> <p>(5) 働き方改革に関する研修への参加促進及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における働き方改革を進めていくためには、校長をはじめとした管理職員のマネジメントが重要であることから、市教委は、特に新任管理職員に対し、マネジメント能力を養成する研修への参加を促す。</li> <li>市教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促す。</li> <li>市教委は、管理職員選考の推薦において、働き方改革の観点から踏まえ、時間を軸にした総合的なマネジメント能力を評価するものとする。</li> </ul> <p>(6) 主幹教諭等の配置の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市教委は、いじめや不登校等の教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮することのできる組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置を推進する。</li> <li>市教委は、国の定数加配の活用などにより、小学校における専科指導に従事する教員や生徒指導等の様々な課題に対応する教員を配置するなどして、学校の指導体制や組織運営体制の充実を図る。</li> </ul>	<p>めるため、管理職員が人事評価の面談において職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして全職員で取り組むことや、目標の時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。</p> <p>長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市教委は、全職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。</li> <li>市教委は、石狩管内において統一的な取組となるよう石狩教育局、各市町村教育委員会及び各関係団体と調整を行う。</li> </ul> <p>実施目的</p> <p>職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持する。</p> <p>設定期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8月15日前後の平日3日間</li> <li>夏季休業期間内で、学校の実情に応じて別に設定することも可とする。</li> <li>年末年始（12月29日から1月3日まで）の6日間。</li> <li>上記の9日間を学校閉庁日と設定したうえで、学校の実情に応じて、開校記念日や冬休み期間中などに閉庁日を増やすことも可とする。</li> </ul> <p>服務上の取扱等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年末年始等の休日以外については、年次有給休暇、夏季休暇、振替等により対応すること。</li> <li>年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制しないこと。</li> <li>部活動休養日に設定すること。</li> </ul> <p>保護者等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校は、学校閉庁日の設定日を「学校だより」などにより保護者へ周知すること。</li> </ul> <p>管理職員のマネジメント研修への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職員のマネジメントが重要であることから、市教委は、特に新任管理職員に対し、マネジメント能力を養成する研修への参加を促す。</li> </ul> <p>主幹教諭等の配置の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市教委は、学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、必要に応じて主幹教諭の配置を推進する。</li> <li>市教委は、学校が学習指導・生徒指導等に関する様々な課題に対応するため、いじめ問題など生徒指導上の諸課題に対応するための教員などの配置について、国の加配等を活用するなど、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図る。</li> </ul> <p>教員と事務職員との役割分担の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市教委は、中教審の「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」において示された代表的な業務の在り方に関する考え方を踏まえ、学校や教員が担</li> </ul>	<p>主語を学校に変更</p> <p>道 AP「(5)働き方改革に関する研修の実施」</p>
--	---	--

<p>Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実</p> <p>(1) メンタルヘルス対策の推進等 重点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェック及び面接指導を実施するとともに、学校に対する必要な支援等を行う。</li> <li>・学校においては、教職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる教職員がいる場合は市教委を通じて産業医等に報告する。</li> <li>・市教委は、学校の教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、教職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を受けるものとする。</li> <li>・市教委は、時間外在校等時間が一定時間を超えた学校の教職員に対し、医師による面接指導を実施する。</li> <li>・学校は、公立学校共済組合北海道支部が行っている、教職員の心身の健康問題についての相談窓口の利用を必要に応じて教職員へ促す。</li> </ul> <p>(2) 調査業務等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性と手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。</li> <li>・市教委は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。</li> <li>・市教委と学校間での調査報告手法として、「校務支援システム」の活用を図る。</li> <li>・市教委は、各種団体からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。</li> </ul> <p>(3) 勤務時間等に関する制度の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、学校が職員の勤務時間に係る制度を有効に活用できるよう助言を行う。</li> </ul> <p>(4) 適正な勤務時間の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。</li> <li>・市教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言を行う。</li> </ul>	<p>うべき業務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、国や道の動向を注視しながら学校や教員、事務職員等の標準職務の明確化を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、従来の学校事務の効率化を図るとともに、国の加配等の活用などにより、その役割の拡大に応じた学校事務体制の充実を図る。</li> </ul> <p>action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実</p> <p>メンタルヘルス対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェック及び面接指導を実施するとともに、学校に対する必要な支援等を行う。</li> </ul> <p>調査業務等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組む。</li> </ul> <p>勤務時間に関する制度の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、学校が職員の勤務時間に係る制度を有効に活用できるよう助言を行う。</li> </ul> <p>適正な勤務時間の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。</li> <li>・市教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。</li> </ul>	<p>道 AP「道教委は、道立学校の教職員の～」は現行まま</p> <p>「～過重労働となる職員がいる場合は～」の次に「市教委を通じて」を追記</p> <p>主語を学校にし、利用を促すに変更 道 AP「道教委は、市町村教委が実施する～」削除 道 AP「道教委は、上記を踏まえた上で～」削除 道 AP「道教委は、市町村教委に対し～」削除</p> <p>道 AP「(3)勤務時間等の制度改善」 道 AP「道教委では、平成22年度に～」ではなく、現行のまま 道 AP「道教委は、新型コロナウイルス～」削除</p>
---	--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。</li> </ul> <p>(5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行う。</li> </ul> <p>(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。</li> <li>・ 市教委は、学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急事態が発生した場合には、心理的、福祉的、法的側面等の専門的な見地から支援を行うため、学識経験者や弁護士、医師などで構成する「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」などの活用について検討する。</li> </ul> <p>(7) 研修の精選・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、道教委が策定・公表する北海道教職員研修計画を踏まえて、市教委の実施する研修内容等が重複しないよう検討するとともに、研修報告書等についても、過度な負担にならないよう簡素化を図る。</li> <li>・ 市教委は、教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国や道の通知等を踏まえながら精選を検討する。</li> </ul> <p>(8) 若手教員への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、若手教員が学校単位を超えて地域で悩みを共有できるよう、管理職員に対して若手教員が各種研修等へ参加しやすい環境をつくるよう促す。</li> <li>・ 各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。</li> </ul> <p>(9) 教頭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。 主幹教諭等の配置など、学校組織体制を整備する。 事務職員等との役割分担を図る。 教頭に求められる資質能力を明確化した研修への参加を促す。</li> </ul>	<p>教育課程の編成・実施に関する指導助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。 トラブル等に直面した際のサポート体制の充実</li> <li>・ 市教委は生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合、スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携し、学校を支援するとともに、心理的、福祉的、法的側面など、専門的見地からの助言や支援を行うため、学識経験者や臨床心理士、弁護士、医師などで構成している「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」などの活用について検討する。</li> <li>・ 市教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、福祉部局・警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化する。</li> </ul> <p>研修の精選・見直しと働き方改革に関する研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、道教委が策定・公表する北海道教職員研修計画を踏まえて、市教委の実施する研修内容等が重複しないよう検討するとともに、研修報告書等についても、過度な負担にならないよう簡素化を図る。</li> <li>・ 市教委は、教職員研修の精選を行い、学校や教員の負担を考慮した効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業中の研修については、国や道の通知等を踏まえながら精選を実施する。</li> <li>・ 市教委は、管理職員はもとより、学校の職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方改革の目的や勤務時間を意識した働き方等に関する講義・演習を取り入れた研修への参加を促す。</li> </ul> <p>若手教員への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、若手教員が学校単位を超えて地域で悩みを共有できるよう、管理職員に対して若手教員が各種研修等へ参加しやすい環境をつくるよう促す。</li> <li>・ 各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、若手教員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等がそれをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、学校内外のリソースやネットワークを生かして優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど、若手教員が孤立することのないようにする。</li> </ul>	<p>主語を「学校」に変更 道 AP「道教委は、長期休業期間中など～」削除</p> <p>道 AP「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」を派遣する。</p> <p>道 AP「道教委は、北海道教職員研修計画～」ではなく、現行のまま</p> <p>道 AP「道教委は、若手教員が～」は、現行のまま</p> <p>道 AP「～明確化した研修を行</p>
---	--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進める。</li> </ul> <p>(10) 学校行事の精選・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促す。 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。 カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。</li> </ul> <p>(11) 学校が作成する計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。</li> <li>・市教委は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。</li> <li>・市教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。</li> <li>・市教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル(ひな形)を提示する。</li> </ul> <p>(12) 学校の組織運営に関する見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。</li> </ul> <p>(13) 押印の省略、デジタル化への取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。</li> </ul> <p>(各関連する項目に統合)</p>	<p>学校行事の精選・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。</li> </ul> <p>学校が作成する計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、学校が作成する計画等が、より効率的に作成され、かつ有効に活用されるものとなるよう支援を行う。</li> </ul> <p>学校の組織運営に関する見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委は、学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう支援を行う。</li> </ul> <p>8 市立学校の教育職員の在校等時間の上限について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立学校の教育職員にあっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)第7条第2項に掲げる業務(以下「超勤4項目」という。)以外の業務については、時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。)を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める</li> </ul>	<p>う。」</p> <p>道 AP「(10) 研究指定の見直し」削除</p> <p>留守電に関する記述は削除 道 AP「道教委は、非常災害の場合や～」削除</p>
---	--	--

<p>(省略)</p> <p>( (3) の表に盛り込み)</p>	<p>上で必要不可欠である。</p> <p>このような状況を踏まえ、市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進める。</li> <li>・ 学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする。</li> </ul> <p>(1) 対象者の範囲 給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。</p> <p>(2) 業務を行う時間の上限 「勤務時間」の考え方 いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。</p> <p>正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。</p> <p>ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として市教委が外形的に把握する時間。</p> <p>イ 市教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間</p> <p>ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間</p> <p>エ 休憩時間 上限時間の原則 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。</p> <p>ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。）45時間</p> <p>イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）360時間</p> <p>児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。</p> <p>ア 1か月時間外在校等時間 100時間未満</p> <p>イ 1年間時間外在校等時間 720時間</p> <p>ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月</p> <p>エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間</p>	
-----------------------------------	--	--

<p>( Action 3 ( 1 ) に盛り込み)</p> <p>( Action 4 ( 1 ) に盛り込み)  ( Action 4 ( 4 ) に盛り込み)  ( Action 4 ( 1 ) に盛り込み)  ( Action 3 ( 2 ) に盛り込み)</p> <p>( Action 4 ( 1 ) に盛り込み)  ( Action 4 ( 1 ) に盛り込み)</p> <p>( ( 4 ) ア に盛り込み)</p> <p>( ( 6 ) に盛り込み)</p> <p>( ( 5 ) に盛り込み)</p> <p>学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項</p> <p>(1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。  この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。</p> <p>(2) 市教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。</p> <p>(3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。</p> <p>(4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。  市教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。</p>	<p>(3) 市教委が行う措置  市教委は、教育職員が在校している時間は、ICTの活用により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。  また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。  市教委は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。  市教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。  ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。  イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保する。  ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。  エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。  オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。  カ 必要に応じて、医師等による助言・指導を受け、又は教育職員に医師等による保健指導を受けさせる。  市教委は、学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。  市教委は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本計画の周知を図る。  市教委は、既存の調査等を活用しつつ、適宜、学校の取組の状況を把握する。</p> <p>(4) 留意事項  本計画に掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として規定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。</p> <p>教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。</p> <p>本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。</p>	
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教員」 主に授業、授業準備、部活動等を担当する者のことをいう</li> <li>・「教育職員」校長、教頭などの他、教育を担当する者のことをいう（給特条例第2条第2項に規定する教育職員をいう）</li> <li>・「教職員」 教育職員と事務職員の総称のことをいう</li> <li>・「全職員」 学校で勤務する全ての職員のことをいう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教員」 主に授業、授業準備、部活動等を担当する者のことをいう</li> <li>・「教育職員」校長、教頭などの他、教育を担当する者のことをいう（給特条例第2条第2項に規定する教育職員をいう）</li> <li>・「教職員」 教育職員と事務職員の総称のことをいう</li> <li>・「全職員」 学校で勤務する全ての職員のことをいう</li> </ul>	
---	---	--

(案)

**石狩市立学校における  
働き方改革推進計画  
(第2期)**

令和3年●月

石狩市教育委員会

## 計画の概要

### 1 計画の目的、目指す方向性

学校における働き方改革の目的は「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。

この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たな石狩市立学校における働き方改革推進計画（第2期）（以下「計画」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

### 2 計画の性格

この計画は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節（1）に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年石狩教育委員会規則第4号。以下「教育委員会規則」という。）第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

### 3 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節（2）及び第3章第2節（1）に基づき、教育委員会規則第2条第1項に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。

#### 目 標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

#### 取組期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、石狩市教育委員会（市教委）各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

【重視する視点】

個の“気付き”

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

チームの“対話”

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

地域との“協働”

働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

【重点的に実施する取組】

在校等時間の客観的な計測・記録  
メンタルヘルス対策の推進等  
働き方改革手引「Road」の積極的な活用  
ICTを積極的に活用した業務等の推進  
部活動休養日等の完全実施  
地域との協働の推進による学校を  
応援・支援する体制づくりの推進

【用語解説】

「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）

エ 休憩時間

「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間の時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

## 4 教育委員会及び学校の役割

### ア 市教委の役割

- ・学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。
- ・学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。
- ・毎年度、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ・特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

### イ 学校の役割

- ・校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・校長は、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

## 5 取組の検証・改善

- ・市教委は、毎年度、それぞれの取組の検証を行うとともに、取組状況の実態把握に努める。
- ・目標の結果や国の動向等を踏まえ、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 6 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、市教委においては、石狩市PTA連合会等の関係団体と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図る。

## 7 学校や教員が担う業務の明確化

市教委は、各学校において子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、中央教育審議会答申で示された次の考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各学校や関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努める

【これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p><b>登下校に関する対応</b></p> <p><b>放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</b></p> <p><b>学校徴収金の徴収・管理</b></p> <p><b>地域ボランティアとの連絡調整</b></p> <p>その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p><b>調査・統計等への回答等</b> (事務職員等)</p> <p><b>児童生徒の休み時間における対応</b>(輪番、地域ボランティア等)</p> <p><b>校内清掃</b> (輪番、地域ボランティア等)</p> <p><b>部活動(部活動指導員等)</b></p> <p>部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p><b>給食時の対応</b>(学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p><b>授業準備</b>(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p><b>学習評価や成績処理</b>(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p><b>学校行事の準備・運営</b>(事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p><b>進路指導</b>(事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p><b>支援が必要な児童生徒・家庭への対応</b>(専門スタッフとの連携・協力等)</p>

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年(2019年)1月25日中央教育審議会答申）より抜粋

計画の具体的な取組

**Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備**

(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用 **重点**

- ・市教委は、働き方改革手引「Road」を、全ての公立学校で積極的に活用するよう促す。
- ・市教委は、全ての公立学校において、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」(働き方改革手引「Road」第3章に掲載)を設置するよう促す。
- ・市教委は、全ての公立学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト(働き方改革手引「Road」第7章に掲載)を活用するよう促す。
- ・市教委は、学校における働き方改革に関する道内外の好事例を収集し、その普及を図るとともに、学校や教職員による優れた実践事例やアイデアの応募を受け付け、蓄積し共有

する仕組みの構築を検討する。

- ・市教委は、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、業務の効率化や集約化の検討を積極的に進める。

## (2) ICTを積極的に活用した業務等の推進 重点

- ・市教委は、学習履歴（スタディ・ログ）などの教育データを活用し、自動的かつ継続的なデータの取得や情報共有の即時化により、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間の減少を図るため、ICT環境の充実を進める。
- ・市教委は、各学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進する。
- ・市教委は、教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICTに精通した人材（GIGAスクールサポーターなど）の配置など、学校体制の整備に努める。
- ・市教委は、道教委のホームページ（ICT活用ポータルサイト等）に掲載される次のような教材や資料等を学校が活用するよう促し、教職員の授業づくりを支援する。

共通	ICT活用授業モデル、各種資料（教員研修、クラウドサービス、活用事例、情報モラル等）、ICT活用ミニハンドブック
小学校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、特に小学校プログラミング教育に関する教室用デジタル教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例
中学校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、技術・家庭科や美術等、免許外指導者の参考となる教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例

## (3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 重点

- ・市教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力できるよう、働き方改革の各種取組について、情報提供を行う。
- ・市教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」について、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。

## (4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・市教委は、学校に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の専門スタッフの配置を進める。
- ・市教委は、スクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフ等の派遣や配置を進める。

**(5) 校務支援システムの活用促進**

- ・市教委は、校務の効率化や教育の情報化等を目的として「北海道公立学校校務支援システム」の活用を促進する。

**(6) 学校徴収金の管理業務の負担軽減**

- ・市教委は、学用品費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務について、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲するなど、必要な環境整備を推進する。
- ・学校は、民間企業等と連携しながら、学校徴収金の納入に係る保護者の利便性の向上と収納事務の簡素化を進める。

**Action 2**

**部活動指導に関わる負担の軽減**

**(1) 部活動休養日等の完全実施** 重点

- ・市教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。
- ・市教委は、部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

部活動の活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。

上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「石狩市の部活動の在り方に関する方針」による。

**(2) 複数顧問の効果的な活用**

- ・市教委は、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践するよう、学校への指導・助言を行う。

**(3) 部活動指導員の配置等**

- ・市教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、部活動指導員の制度を導入する。

**(4) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等**

- ・市教委は、中体連や中文連等の関係団体と連携・協力して、部活動休養日等の完全実施などの取組を進める。
- ・学校は、出場する大会やコンクール等を精選するように努める。

**(5) 学校規模等に応じた部活動数の適正化**

- ・市教委は、各学校に対し、学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とするよう促す。

**(6) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進**

- ・市教委は、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保に向けて、複数の学校による合同部活動の在り方や、総合型地域スポーツクラブ等との連携、ICTを活用した指導等に関する実践研究に取り組むとともに、成果の普及に努める。

**Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実**

**(1) 在校等時間の客観的な計測・記録 重点**

- ・学校は、「出退勤管理システム」を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。
- ・学校は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ・学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、教職員の健康に配慮するとともに、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。

**(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進**

- ・市教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、教職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進める。

月2回以上の定時退勤日の実施  
 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施  
 15日以上有給休暇の取得促進  
 （年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。）  
 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・学校は、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。
- ・各学校の教職員は、子育て又は介護を行う教職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・各学校の管理職員は、女性教職員の活躍推進の観点から、男性教職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性教職員の役割について所属教職員への意識啓発に努めるなど、教職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象教職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

### (3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・市教委は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとする。
- ・各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属教職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。
- ・各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全教職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- ・各学校の管理職員は、上限時間を超える教職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該教職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

### (4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・学校は、教職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

#### 実施目的

- ・教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

#### 設定期間

- ・8月15日前後の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）とする。
- ・年末年始の休日は、全道統一の学校閉庁日とする。

#### サービス上の取扱等

- ・年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- ・休暇の取得を強制しない。

- ・出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。
  - ・部活動休養日に設定する。
- 保護者への周知**
- ・学校は、学校閉庁日の設定を「学校だより」などにより保護者へ周知すること。

#### (5) 働き方改革に関する研修の実施

- ・学校における働き方改革を進めていくためには、管理職員のマネジメントが極めて重要であることから、市教委は、特に新任管理職員に対し、マネジメント能力を養成する研修への参加を促す。
- ・市教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修の機会を活用するとともに、各学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促す。
- ・市教委は、管理職員選考の推薦において、働き方改革の観点を踏まえ、時間を軸にした総合的なマネジメント能力を評価するものとする。

#### (6) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・市教委は、いじめや不登校等の教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮することのできる組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置を推進する。
- ・市教委は、国の定数加配の活用などにより、小学校における専科指導に従事する教員や生徒指導等の様々な課題に対応する教員を配置するなどして、学校の指導体制や組織運営体制の充実を図る。

## Action 4

### 教育委員会による学校サポート体制の充実

#### (1) メンタルヘルス対策の推進等

**重点**

- ・市教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェック及び面接指導を実施するとともに、学校に対する必要な支援等を行う。
- ・学校においては、教職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる教職員がいる場合は市教委を通じて産業医等に報告する。
- ・市教委は、学校の教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、教職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を受けるものとする。
- ・市教委は、時間外在校等時間が一定時間を超えた学校の教職員に対し、医師による面接指導を実施する。
- ・学校は、公立学校共済組合北海道支部が行っている、教職員の心身の健康問題についての相談窓口の利用を必要に応じて教職員へ促す。

## (2) 調査業務等の見直し

- ・市教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性和手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。
- ・市教委は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。
- ・市教委と学校間での調査報告手法として、校務支援システムの活用を図る。
- ・市教委は、各種団体からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

## (3) 勤務時間等に関する制度の有効活用

- ・市教委は、変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、学校が教職員の勤務時間に係る制度を有効に活用できるよう助言を行う。

## (4) 適正な勤務時間の設定等

- ・市教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。
- ・市教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・学校は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保する。

## (5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・市教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行う。

## (6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・市教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。
- ・市教委は、学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急事案が発生した場合には、心理的、福祉的、法的側面等の専門的な見地から支援を行うため、学識経験者や弁護士、医師などで構成する「北海道いじめ問題

等解決支援外部専門家チーム」などの活用について検討する。

#### (7) 研修の精選・見直し

- ・市教委は、道教委が策定・公表する北海道教職員研修計画を踏まえて、市教委の実施する研修内容等が重複しないよう検討するとともに、研修報告書等についても、過度な負担とならないよう簡素化を図る。
- ・市教委は、教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。

#### (8) 若手教員への支援

- ・市教委は、若手教員が学校単位を超えて地域で悩みを共有できるよう、管理職員に対して若手教員が各種研修等へ参加しやすい環境をつくるよう促す。
- ・各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいた場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

#### (9) 教頭への支援

- ・市教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。  
主幹教諭等の配置など、学校組織体制を整備する。  
事務職員等との役割分担を図る。  
教頭に求められる資質能力を明確化した研修への参加を促す。

- ・市教委は、教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進める。

#### (10) 学校行事の精選・見直し

- ・市教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促す。

学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。  
地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討する

こと。

カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。

#### (11) 学校が作成する計画等の見直し

- ・市教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・市教委は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。
- ・市教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。
- ・市教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

#### (12) 学校の組織運営に関する見直し

- ・市教委は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

#### (13) 押印の省略、デジタル化への取組等

- ・市教委は、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。

### 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。  
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 市教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。  
市教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

- 
- ・「教員」 主に授業、授業準備、部活動等を担当する者のことをいう
  - ・「教育職員」 校長、教頭などの他、教育を担当する者のことをいう（給特条例第2条第2項に規定する教育職員をいう）
  - ・「教職員」 教育職員と事務職員の総称のことをいう
  - ・「全職員」 学校で勤務する全ての職員のことをいう